

令和 6 年度第 21 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 7 年 1 月 28 日

担当部・課：保健福祉部子育て支援課〔内線 2555〕

<p>① 件 名</p> <p>親子関係形成支援事業の実施について</p>
<p>② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）</p> <p>【背景】 令和 6 年 4 月 1 日、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充等に係る児童福祉法等の一部を改正する法律が施行された。改正法に基づき、親子の適切な関わり方を学習することによって健全な親子関係の形成を支援し、児童虐待を未然に防ぐための「親子関係形成支援事業」が新設される旨、国から通知があった。</p> <p>【目的】 子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、親子関係を形成するために必要な支援事業を実施することにより、親子間における適切な関係性の構築を図るもの。</p>
<p>③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</p> <p>【根拠法令】 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 66 号） 母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号） 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）</p> <p>【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無】 第 3 章 共に支え合い誰もが生きがいを持ち自分らしく健康に暮らせるまち 第 1 節 安心して妊娠・出産・子育てができる環境の充実 3 子どもが安心して過ごせる環境を整備する</p>
<p>④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</p> <p>令和 4 年 6 月 児童福祉法等の一部改正（一部を除き令和 6 年 4 月 1 日施行） 6 年 3 月 親子関係形成支援事業の実施について（こども家庭庁通知） 10 月 総合計画実施計画裁定（令和 7 年度～令和 9 年度） 7 年 1 月 令和 7 年度当初予算裁定</p>
<p>⑤ 主な内容</p> <p>1 事業内容 児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う。</p> <p>2 対象者 市内に居住する 18 歳未満の児童の保護者であって、親子の関係性や児童の関わり方等に不安を抱えている者等</p> <p>3 実施方法等 ペアレント・トレーニングの研修受講歴又は資格を有する事業者等に委託し、年 2 回、以下のプログラムを実施する。 定 員：10 名程度 内 容：ワークショップ等の講座 回 数：1 回あたり約 90 分～120 分の講座を 9 回程度 参加費：無料</p>

<b>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</b>	
<b>【影響・効果】</b> 子育てに不安や困難を抱える妊産婦、子ども、子育て世帯に対する支援体制の充実・強化が図られる。	
<b>【市財政への負担】（令和7年度当初予算額）</b> 業務委託料 468千円 （財源） 令和7年度子ども・子育て支援事業費補助金（国1/3、県1/3） 310千円 一般財源 158千円	
<b>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</b>	
県内での実施予定自治体は本市のみ。	
<b>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</b>	
令和7年	2月 市議会第1回定例会において関係予算案について提案 3月 親子関係形成支援事業実施要綱制定（施行年月日：令和7年4月1日） 4月 業務契約及び事業実施の周知 8月 利用申請の受付開始
<b>⑨ その他</b>	
市ホームページ、子育て応援アプリ「ISHIMO」、チラシ等で周知するほか、新生児訪問、子育て相談・健診等でも周知する。	